

紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

東京弁護士会紛争解決センター※	第一東京弁護士会仲裁センター※
電話番号:03-3581-0031 受付時間:午前9時30分～午前12時 午後1時～午後3時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)	電話番号:03-3595-8588 受付時間:午前10時～午前12時 午後1時～午後4時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
第二東京弁護士会仲裁センター※	新潟県弁護士会示談あっせんセンター※
電話番号:03-3581-2249 受付時間:午前9時30分～午前12時 午後1時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)	電話番号:025-222-5533 受付時間:午前9時～午前12時 午後1時～午後5時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始等を除く)

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口または新潟県JAバンク相談所にお申し出ください。

なお、上記弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

(1)現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

(2)移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は新潟県JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せください。

JAバンク相談・苦情等受付窓口(本店信用部)

電話番号:025-757-1572

受付時間午前 9 時～午後 5 時

(金融機関の休業日を除く)

新潟県JAバンク相談所

電話番号:025-224-3100

受付時間:午前 9 時～午後 5 時

(金融機関の休業日を除く)

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJAバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。